

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 こども課

会議の名称	令和6年度茅野市要保護児童対策地域協議会代表者会議		
開催日時	令和6年12月18日(水) 午後6時28分～午後8時26分		
開催場所	茅野市役所8階 大ホール		
出席者	<代表者会議委員> 18人 <庁内(事務局)> 22人		
欠席者	委員3人、事務局1人		
公開・非公開の別	(公開)・非公開	傍聴者の数	0人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容(概要)		
	1 開会 2 市長あいさつ 3 自己紹介 4 会議事項 (1) 茅野市審議会等の会議の公開について (2) 茅野市要保護児童対策地域協議会について (3) 令和5年度茅野市の相談状況について (4) 令和5年度茅野市の進行管理実績等について (5) 令和6年度要対協における多種多様な事例について (6) 諏訪児童相談所から「児童福祉制度の変遷、社会的養護下の子どもたち」 (7) 各関係機関の現状と課題の報告 (8) その他 5 総括 6 閉会 議事録		
こども課長	1 開会 次第に沿って進めます。		
市長	2 市長あいさつ 茅野市では、こども家庭センター『育ちあいの』の職員が児童虐待などに対応している。関係者においてはさらなる連携と協力をお願いしたい。		
こども課長	3 自己紹介 机上の委員名簿をもって自己紹介にかえる。		

	<p>本会議の座長については、茅野市要保護児童地域対策協議会運営要綱第4条第2号の規定に基づき、こども部長を充てる。</p>
<p>座長 こども部長</p>	<p>4 会議事項</p> <p>同要綱第4条第3項の規定に基づき、座長の職務代理者として健康福祉部長を指名する。</p>
<p>こども課長</p>	<p>(1) 茅野市審議会等の会議の公開について</p> <p>茅野市では、審議会等の審議の状況等を、市民に明らかにし、透明性の向上を図ることにより、公正で開かれた市政を実現するため、要綱を定めて、審議会等の公開及び会議録の公開を実施している。会議は原則として公開することになっているが、審議をいただく内容によっては非公開とする場合がある。本日の会議事項においては非公開情報が含まれている事項があり、会議事項の</p> <p>(4) までを公開とし、会議事項(5)からは非公開としてよろしいか。</p> <p>また、会議録の公開につきましては、委員の個人名は表記せず、委員という表記をさせていただき、公開できる部分のみ市ホームページにて公開してよろしいか。→異議なし</p>
<p>座長</p>	<p>本日の案件につきましては、一部非公開。また、議事録の公開については、委員の氏名を伏して行う。</p>
<p>事務局</p>	<p>(2) 茅野市要保護児童対策地域協議会について</p> <p>茅野市では、平成25年度に茅野市要対協運営要綱を施行した。要対協は、虐待を受けている子どもや支援を必要とする児童の早期発見や、その子どもや家庭を適切に支援することを目的に、関係機関が、その子どもに関する情報を共有し適切な連携のもとで対応することが求められている。情報共有につきましては、守秘義務が課せられている。</p> <p>要対協の組織として、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議、会議の3層構造を作っている。代表者会議は、関係機関の代表者や代表者から推薦を受けたもので構成をし、茅野市では年1回開催している。実務者会議は関係機関の実務者で構成をし、要保護児童等に対する援助について協議並びに、関係機関による定期的な情報交換を行っている。個別ケース検討会議は、ケースに関わりを持っている担当者ですとか、今後の関わりを持つ可能性がある関係機関の方だけによる関係者会議と、その関係者会議にそのケースの家族や子ども本人が参加する支援会議の2種類がある。どちらの会議も、子どもと家庭の直近の状況を共有して、課題整理や、支援策等を具体的に検討していく会議になっている。</p> <p>児童虐待対応について、児童福祉法では、要保護児童を発見したものは、これを児童相談所や市町村に通告することが示されている。市町村、児童相談所どちらにおいても、虐待の相談や通告を受けた場合は、子どもの安全確認とともに、受理会議を行い、ケースについて事実確認を整理するための調査を実施し、</p>

座長	<p>アセスメントをもとにケース検討会議を開催し、支援方針を作成しながら、支援を行っている。</p> <p>質問等あるか。→なし</p>
事務局	<p>(3) 令和5年度茅野市の相談状況について</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>①内容別相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規取扱のべ件数が、令和4年度から令和5年度にかけて約1.3倍増加した。特に、児童虐待が約2.5倍、養護相談が約1.9倍増加した。 ・新規及び継続取扱のべ件数は、令和5年度は令和4年度より減少しているが、継続して支援が必要な家庭が多い状況である。 ・「その他」相談の中には、「特定妊婦」の相談も含まれており、母子包括支援センター（健康管理センター）や福祉事務所・保健福祉SCとの連携の中で対応している。 <p>②形態別相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、令和4年度に比べ約1.3倍増加した。特に保育園訪問での対応が増加傾向にある。 <p>③相談年齢階層別件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、令和4年度より（全体で）約1.3倍増加した。特に、幼児（約1.5倍増）、園児（約1.4倍増）、小学生（約1.3倍増）と、低年齢児における増加が顕著である。 <p>④経路別相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経路別相談件数については、福祉事務所・保健福祉SCが一番多く、次いで家庭・親戚、学校等となっている。 市の相談機関として、家庭に認知されてきていると思われる。 ・福祉事務所・保健福祉SCの中に母子包括支援センター（健康管理センター）も含まれており、連携を強化してきている。 <p>⑤虐待について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ相談件数が高止まりしているのは、前年度から引き続き継続支援が必要なケースが増えていることや個別ケース検討会議を定期的に開催していることが要因と思われる。 ・虐待ケースは継続支援が必要であり、簡単には終結できない複雑な要因がある。 <p>⑥令和4年度と令和5年度 児童虐待の区分別実人数の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分としては、心理的虐待が多く、次いで身体的虐待が多くなっている。 ・心理的虐待は、家庭内でのDV（ドメスティック・バイオレンス）など暴言・暴力が子どもの面前で行われた場合にカウントすることから多くなっている。子どもが複数いる場合は全員をカウントしている。 <p>⑦主な虐待者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の虐待者については、実父と実母がともに47%となっている。

事務局

⑧被虐待児童の年齢

- ・令和5年度は、0～3歳未満が20%、3歳～学齢前が23%、小学生31%、中学生13%、高校生12%となった。
- ・子どもの年齢が低いほど、生命の危険にさらされる度合いが高まり、母子包括支援センター（健康管理センター）、福祉事務所・保健福祉SCや警察、児童相談所、学校、保育園、認定こども園、医療機関などの教育・福祉、医療との連携を図っていくことが大切であると考えている。令和6年度からはこども課と健康管理センターがこども家庭センターとして一体的に対応を進めている。
- ・近年ではDV等による警察との連携が必要なケースも増えている。

⑨虐待通告経路

- ・令和5年度は、諏訪児童相談所や学校関係、保健センター等からこども課への虐待通告が多くあった。施設（保育所施設）や学校からの通告が増加した背景として、令和5年度は各施設にて虐待防止研修を行い、研修にて通告することの確認を行ったことで意識付けができたと思っている。

(4) 令和5年度茅野市の進行管理実績等について

資料に基づき説明

I 進行管理ケース『登録期間』の状況（令和5年度末）

- ・2年以上進行管理しているケースが、全ケースの4割超えとなっている。長年にわたって支援が必要なケースを多く抱えている状況がある。

II 進行管理『格付』の割合（令和4年度末、令和5年度末）

- ・要対協で進行管理するケースは、ケースの状況により『A』、『B』、『C』、『施設入所・里親委託』のいずれかの格付を付けている。

R5年度は、R4年度に比べ、格付『A』ケースの割合が増加した。新規ケースの増加や、格付『B』で進行管理していたケースが格付『A』になるケースがあったことが背景にある。

III R4年度・R5年度 新規ケース：相談種別と年齢分布の状況

- ・令和4年度、令和5年度ともに、0歳の新規受理件数が増えた。

0歳から3歳くらいまでは、全国的にも虐待による死亡事例が他の年齢層よりも多く報告されている。

乳児期～未就園児の虐待死亡が多いことを認識しながら、今後もこども家庭センター『育ちあいちの』にて、母子保健と児童福祉の担当者が密に連絡を取り合いながら支援していきたい。

IV R4年度・R5年度 新規ケース：児童虐待の種類と年齢分布の状況

- ① 児童虐待で受理したケースは、令和4年度・令和5年度ともに、0～3歳が最も多く、心理的虐待が多い状況がある。

特に乳児期～未就園児においては、虐待対応が多いことを認識し、こども家庭センター『育ちあいちの』での母子保健と児童福祉との連携、『育ちあいちの』と警察や児童相談所などとの連携を維持していきたい。

	<p>② 令和5年度は、0～3歳に次いで、4～6歳が多くなった。 令和5年度は、市内保育園・認定こども園全園を『育ちあいの』の職員が巡回し、虐待の早期発見・早期対応に関する研修を、各園の保育士や幼稚園教諭全員を対象に行った。こうした取り組みから、各園においては、虐待（疑いを含む）の発見への意識づけが高まり、受理件数が増加したのではないかと考えている。</p> <p>③ 令和5年度は、ネグレクトで受理するケースが多くあった。 保育園・認定こども園、小学校や中学校など各所属において、身体的虐待や心理的虐待に限らず、ネグレクトに対する視点も持ってもらっていることがあると考えている。</p> <p>V 令和5年度登録終結ケース（計53件）終結理由、登録期間</p> <p>①終結理由 令和5年度に登録終結したケースは、53件あった。 この53件の内、24件が『支援の結果の改善・緩和』が理由で終結となり、もっとも多くなった。</p> <p>②登録期間 1か月未満で終結したケースから、5年以上の登録から終結したケースもあり、ケースによって、登録期間にバラつきがあると考えている。</p>
座長	意見質問等あるか。→なし
事務局 児童相談所長 委員	<p>～上記により、議事については非公開～（傍聴者なし）</p> <p>(5) 令和6年度要対協における多種多様な事例について</p> <p>(6) 諏訪児童相談所から「児童福祉制度の変遷、社会的養護下の子どもたち」</p> <p>(7) 各関係機関の現状と課題の報告</p> <p>(8) その他</p>
教育長 健康福祉部長	<p>5 総括</p> <p>6 閉会</p> <p>～午後8時26分 会議終了～</p>